



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働三)

〔告示〕

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(厚生労働四)

○事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に

関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(同五)

○事業主が職場における性的な言動に起因する問題に

関して雇用管理上講ずべき措置についての指針等の一部を改正する件(同六)

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三

条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める

件の一部を改正する件(農林水産九六)

○一般住民の学習等の用に供するための施設に係る補助の額を定める告示の一部を改正する件(国土交通一四)

〔公 告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等

平成三十事業年度財務諸表(国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター・国立研究開発法人国立循環器病研究センター・国立研究開発法人国立長寿医療研究センター・国立研究開発法人国立がん研究センター・国立研究開発法人国立成育医療研究センター・国立研究開発法人国立国際医療研究センター)、日本弁護士連合会公示送達関係
地方公共団体
行旅死亡人、高圧ガス保安法に基づく指定輸入検査機関の指定関係

会社その他
会社決算公告

四

三

二
一

省 令

○厚生労働省令第三号

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和二年一月十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別表第一(第十二条関係) 一〇二〇八八(略)	別表第一(第十二条関係) 一〇二〇八八(略)
二〇二〇八九 二炭酸ジメチル	(新設)
二〇二〇九〇 四百六十四(略)	二〇二〇八九〇 四百六十三(略)

附則
この省令は、公布の日から施行する。